

保育園における感染症の登園基準一覧表

泉中央さんさん保育室

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。登園に際しては以下の配慮をお願いします。

- ① 園内での感染症の集団発生や流行につながらないこと。
- ② 子どもの健康（身体）状態が保育園での集団生活に適用できる状態に回復していること。
- ③ 以下（１）の感染症に罹った場合、学校保健法による基準に沿って登園停止とします。

医師による登園許可書を提出して登園させて下さい。

1. 医師が記入した登園許可書が必要な感染症（登園許可書）

病名	潜伏期間	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	1～3日	発病後3～4日	発症日を0日とし、発症後5日を経過し、かつ熱が下がり3日経過するまで
新型コロナウイルス感染症	2～7日	発症前～発病後14日間	発症日を0日とし、発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
麻疹（はしか）	9～12日	発症1日目から発疹出現4日まで	解熱後3日を経過するまで
百日咳	7～14日	感染後約3週間	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	7～14日	発病の7日前から発病後9日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れがなくなってから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（3日はしか）	14～21日	発疹出現の前後7日	発疹が消失し全身状態が良くなるまで
水疱（水ぼうそう）	14～17日	水疱が出る1～2日前から出た後6～7日	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎 （プール熱・アデノウイルス感染症）	5～7日	発病後2～3週間	主症状（発熱・喉の赤み・眼の充血）が消失してから2日を経過するまで
結核	1～2ヶ月		肝機能が正常であること 感染の恐れがなくなっ てから
髄膜炎菌性髄膜炎	2～10日		伝染の恐れがなくなるまで
コレア、細菌性赤痢 腸チフス、パラチフス			病状により医師において感 染の恐れがないと認めら れるまで
腸管出血性大腸炎	4～8日		症状が治まり、かつ抗菌薬 による治療が終了し、48時 間あけて連続2回の検便に よっていずれも菌がないと 確認されてから
流行性角結膜炎	5～12日	発病後約2週間	医師において感染の恐れが ないと認められるまで
急性出血性結膜炎	1～2日	発病後約2日	医師において感染の恐れが ないと認められるまで

2. 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症（受診証明書）

病名	潜伏期間	感染しやすい期間	登園のめやす
感染性胃腸炎 乳児嘔吐下痢症	1～3日	下痢、嘔吐等症状のある時期	嘔吐下痢の症状が治まり、 普段の食事ができること
RSウイルス感染症	2～8日	3～8日間、乳児は3～4週間	重篤な呼吸症状がなくなり、 全身状態が良いこと
マイコプラズマ感染症	14～21日	症状が強い急性期	発熱や激しい咳が治まっていること（ 症状が改善、全身状態が良い）
手足口病	2～7日	発病後唾液から1週間 便から数週間	発熱がなく（解熱後1日以上経過し） 普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	2～7日	発病後唾液から1週間 便から数週間	発熱がなく（解熱後1日以上経過し） 普段の食事ができること
溶連菌感染症	2～4日	抗菌薬服用後24時間	有効治療を始めてから2日後
ウイルス性肝炎			全身状態が良くなるまで

3. 登園許可書はいらないが、医師の診断及び治療が必要な感染症

病名	潜伏期間	感染しやすい期間	登園のめやす
伝染性紅斑（りんご病）	7～18日	発疹出現1週間前	全身状態がよくなるまで
突発性発疹	5～15日		全身状態がよくなるまで
伝染性膿痂疹（とびひ）	2～6日	水泡消滅まで	治療して包帯で覆っている 状態であれば登園可能
アタマジラミ	10～14日	10～14日	医師が登園可能と診断後
水いぼ		いぼのある期間（いぼ中の液が感 染源になる）	いぼを治療・処置していな い場合はプール活動などは 不可

*その他：原因不明の発熱、咳、嘔吐、下痢、発熱などの症状のあるときも病院受診をお願いします

◎学校保健法で第2種に分類されたもの（麻疹、インフルエンザ、風疹、水泡、流行性耳下腺炎、結核咽頭結膜熱、百日咳など）は主に空気感染・飛沫感染するもので、流行を広げる可能性が高い感染症です。予防接種があるものは対象年齢になったら速やかに接種することをお勧めします。罹患した場合は医師が記入した登園許可書をもってから登園して下さい。その他の感染症も必ず医師の診断、指導を受けてから登園して下さい。